平成２４年（フ）第４０号
福岡県柳川市鍛冶屋町１番地２
債務者　大坪　照明
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
福岡県大川市大字酒見767番地
債務者　志岐　利彦
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
福岡県大川市大字鬼古賀137番地
債務者　森　　好正
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡2446番地の３
債務者　小川　淑子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４２９号
北九州市門司区柳町４丁目４番11号
債務者　川本　　正
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５号
宮崎県日南市大字東弁分甲1871番地１
債務者　濱松　賢治
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
宮崎県日南市中平野２丁目11番４―46号、住民票上の住所宮崎県日南市大字平野4209番地７　中倉方
債務者　田中　睦子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目22番８－１号　セジュールひろせ102号
債務者　梅元　賢治
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
沖縄県那覇市松川１丁目13番９号　コーポ松川308
債務者　出澤　睦雄
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４２号
広島県福山市御幸町中津原640－１　Ａ－103、住民票上の住所広島県府中市元町515番地
債務者　橘高　秀和
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３２２号
福岡市博多区住吉３丁目２番19号　アテネＯＰ博多109号
債務者　畑　　正弘
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７８号
北九州市小倉南区大字徳吉65番地２　B101
債務者　畑　　文恵（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４４２号
北九州市戸畑区中原西３丁目６番34号　永井Ａ．Ｐ
債務者　アリテックこと　有田　秀人
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７号
大分県佐伯市大字鶴望3720番地５
債務者　村松　増巳
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
大分県佐伯市長島町１丁目21番６号レオパレスドリーム108号
債務者　澤井　久助
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
青森市中央４丁目４番８号　ポッカ105号
債務者　三上　政人
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野41番地８、前住所埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１西上尾第一団地１－９－206
債務者　吉野　大器
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係